

## 議案第 5 2 号

上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

上尾市スポーツ振興審議会規則（昭和 5 1 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市スポーツ推進審議会規則

第 1 条中「上尾市スポーツ振興審議会条例」を「上尾市スポーツ推進審議会条例」に、「上尾市スポーツ振興審議会」を「上尾市スポーツ推進審議会」に改める。

附 則

この規則は、上尾市スポーツ振興審議会条例及び上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年上尾市条例第 号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 提案理由

スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の施行により上尾市スポーツ振興審議会条例（昭和 5 1 年上尾市条例第 3 0 号）が一部改正されたことに伴い、題名の改正等、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。